

# 社会福祉法人志木市社会福祉協議会会員規程

昭和59年12月1日  
規程第6号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志木市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第32条第3項の規定に基づき、会員に関して必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 本会の会員は、本会の行う社会福祉事業に賛同し、会費を納入した者をいう。

(会員種別)

第3条 会員の種別は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 普通会员 一般世帯
- (2) 賛助会員 一般世帯、個人、福祉関係団体
- (3) 特別会員 団体、法人、事業所等

(会費額)

第4条 会費は年額とし、種別ごとの会費額は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 普通会员 1世帯あたり 500円
- (2) 賛助会員 1件あたり 1,000円以上
- (3) 特別会員 1件あたり 5,000円以上

(会費の使途)

第5条 会費は、本会が行う地域福祉事業に使用するものとする。

(会員に対する報告等)

第6条 本会は、会員に対して次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 会費の収支活用に関する周知
- (2) その他、本会が実施する事業の周知

(会費の納入)

第7条 会員は、その年度の会費を年度内に納入しなければならない。

2 納入した会費は、誤納した場合を除くほかこれを返還しない。

3 会長は、会費を納入した者に領収書を交付しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、次の各号に該当したときは、退会したものとする。

- (1) 退会届を提出したとき又は申し出たとき。
- (2) 死亡又は他の市町村に転出したとき若しくは居住不明となったとき。

(会員台帳)

第9条 会長は、会員に関する会員台帳を作成し、事務局に備えなければならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和59年12月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人志木市社会福祉協議会会員規程（昭和54年4月1日）は廃止する。
- 3 この規程施行の際、現に施行されている事項については、この規程の相当規定により施行されたものとみなす。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和62年5月29日から適用する。

附 則

この規程は、平成11年8月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。